

アドブルー及びエンジンオイル等の安定供給に向けた 御協力について（要請）

国土交通省物流・自動車局より、「アドブルー等の安定供給に向けた協力要請」（令和8年5月8日付）及び「エンジンオイル等の安定供給に向けた協力要請」（令和8年5月12日付）にて、それぞれ事務連絡が発出されましたのでお知らせします。

（※依頼内容の詳細につきましては、次頁以降をご確認ください。）

【国土交通省 相談窓口】（※両事務連絡共通）

1. 情報提供の連絡先

トラック関係

hqt-g_tpb_kmt3★gxb.mlit.go.jp

※ [★] を [@] に置き換えてください。

2. 情報提供をお願いしたい内容

供給元、対象物資、今後の調達見込みなど

3. 寄せられた情報の取扱い

相談窓口に寄せられた情報については、経済産業省等とも連携し、必要に応じて情報の内容・扱いについて確認をさせていただく場合があります。

事務連絡

令和8年5月8日

事業者団体 各位

国土交通省 物流・自動車局
貨物流通事業課長
旅客課長
自動車整備課長

高品位尿素水（AdBlue®等）等の安定供給に向けた御協力について（要請）

現下の中東情勢を踏まえ、高品位尿素水（AdBlue®等）等の自動車関連製品（以下「高品位尿素水等」という。）について、その容器等に起因して安定的な調達に懸念の声が挙がっているものと承知しております。

これら石油化学製品の製造、流通を所管する経済産業省においては、このような状況を踏まえ、3月30日付けで石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む。）に対して、別添のとおり「石油関連製品の安定供給確保に向けた御協力について（要請）」を発出しており、

- ・石油関連製品の安定供給の実施
- ・国民生活に支障が生じることのないよう配慮
- ・石油関連製品の最終需要家に対し偏りなく供給されるよう取引先に対する対応の促し

を要請しているところです。

併せて、高品位尿素水等については、国土交通省や経済産業省において、燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、目詰まり解消を図るための対応を進めており、今般、経済産業省より、別添通知をもってバス、タクシー、トラック事業者、自動車整備事業者に対する周知等の依頼がなされたところです。

つきましては、上述の要請・依頼を踏まえ、高品位尿素水等の調達に支障が生じた場合においては、いまいちど供給が困難な理由等について供給事業者と丁寧に協議いただくとともに、必要に応じ、国土交通省の相談窓口を高品位尿素水等に関する供給元や今後の調達見込みなど、サプライチェーンに関する情報を提供いただきますよう、貴団体より会員各位への周知をお願い申し上げます。

加えて、通常以上の受発注が集中的になされることにより一時的に需給が逼迫し、その流通に影響を及ぼす場合があるところ、発注を平年度と同程度にするなど需給状況の改善に向けた取組についても周知をお願い申し上げます。

(参考) 相談窓口について

1. 情報提供の連絡先

①バス関係

hqt-ryokaku_pc★gxb.mlit.go.jp

②タクシー関係

hqt-ryokaku_pc★gxb.mlit.go.jp

③トラック関係

hqt-g_tpb_kmt3★gxb.mlit.go.jp

④自動車整備関係

hqt-jidoshaseibi-kankyo★gxb.mlit.go.jp

※ [★] を [@] に置き換えてください。

2. 情報提供いただく内容

供給元、対象物資、今後の調達見込みなど

3. 情報の取扱

相談窓口に寄せられた情報については、経済産業省等とも連携し、必要に応じて、情報の内容・扱いについて確認をさせていただく場合があります。

2026年5月8日

国土交通省 担当課長 殿

経済産業省 製造産業局 素材産業課長

石油関連製品の安定供給確保に向けた周知の御協力について

現下の中東情勢を踏まえ、石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む）において、我が国における国内の石油関連製品の安定供給確保に万全を期すべく、対応されているところと見受けられます。

他方、流通面において、一部の需要家において石油関連製品の調達に困難となる等、供給に偏りがある事例があると承知しています。

このため、経済産業省としては、石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む。）に対し、石油関連製品の安定供給の実施について要請しているところです（別紙参照）。

つきましては、上記要請を踏まえ、貴省から、バス、タクシー、トラック事業者、自動車整備事業者に対し、

- ・石油関連製品の調達に支障が生じた場合に供給事業者と丁寧に協議頂くこと
- ・供給困難になる前に、早めに関係省庁の情報提供窓口を活用すること
- ・通常以上の受発注が集中的になされることにより一時的に需給が逼迫し、その流通に影響を及ぼす場合があるところ、前年同期同量を基本とした供給をする、受発注を平準化するなど、需給状況の改善に向けた取組を行うこと

など、石油関連製品の安定的な調達に向けた取組について、周知への御協力をお願いいたします。

(別紙)

2026年3月30日

石油関連製品事業者 各位

経済産業省 製造産業局長 伊吹 英明

石油関連製品の安定供給確保に向けた御協力について（要請）

現下の中東情勢を踏まえ、石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む）におかれましては、我が国における国内の石油関連製品の安定供給確保に万全を期すべく、対応頂いているところです。

他方、流通面において、一部の需要家において石油関連製品の調達が困難となる等、供給に偏りがある事例があると承知しています。

このため、国民生活に支障が生じることのないよう、特に医療用途等のサプライチェーンに留意いただき、石油関連製品の安定供給を実施されるよう要請します。

また、石油関連製品の安定供給という社会的責任の下、最終需要家に対し偏りなく供給されるよう、取引先にも対応を促すことを要請します。

◇本件に関するお問い合わせ先：

経済産業省 製造産業局 素材産業課 : 03-3501-1737

事務連絡
令和8年5月12日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿
公益社団法人日本バス協会理事長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長
貨物流通事業課長
旅客課長

エンジンオイル等の安定供給に向けた御協力について（要請）

潤滑油等については、日本全体で必要な量は確保されておりますが、本年3月下旬頃から、供給の先行きに不安を抱く流通事業者や需要家から前年同月を大きく上回る量の注文が行われた結果、通常どおりの注文をしている流通事業者や需要家への供給が滞り、一部の需要家において潤滑油等の調達に時間を要するなど、供給に偏りが生じているものと承知しております。

このため、4月17日、資源エネルギー庁から、潤滑油等関係事業者に対して、潤滑油等の安定的な供給に努めるべく、前年同月比同量を基本としつつ、3月に前年同月を上回る水準を購入した流通事業者や需要家に対しては4月以降の供給量を調整し、供給を継続すること、また、潤滑油等の安定供給という社会的責任の下、最終需要家に対して偏りなく供給されるよう、取引先にも対応を促すことを要請しているところです。

エンジンオイル等の油脂類（以下「エンジンオイル等」という。）については、国土交通省や経済産業省において、燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、目詰まり解消を図るための対応を進めており、今般、資源エネルギー庁より、別添のとおり潤滑油等の購入についての要請がなされたところです。

つきましては、上記の要請を踏まえ、エンジンオイル等について、前年同月比同量を基本とした購入への御協力、国土交通省の相談窓口へ供給元や今後の調達見込みなど、サプライチェーンに関する情報を提供いただきますよう、貴団体より会員各位への周知をお願い申し上げます。

(参考) 燃料油や石油製品の供給に関する相談窓口

1. 情報提供の連絡先

①自動車整備関係

hqt-jidoshaseibi-kankyo★gxb.mlit.go.jp

②バス関係

hqt-ryokaku_pc★gxb.mlit.go.jp

③タクシー関係

hqt-ryokaku_pc★gxb.mlit.go.jp

④トラック関係

hqt-g_tpb_kmt3★gxb.mlit.go.jp

※ [★] を [@] に置き換えてください。

2. 情報提供いただく内容

供給元、対象物資、今後の調達見込みなど

3. 情報の取扱

相談窓口に寄せられた情報については、経済産業省等とも連携し、必要に応じて、情報の内容・扱いについて確認をさせていただく場合があります。

以上

(別添)

令和8年5月12日

国土交通省
担当課長 殿

資源エネルギー庁 資源・燃料部
燃料供給基盤整備課長

潤滑油等の購入に関する周知の御協力について

潤滑油等について、日本全体で必要な量は確保されておりますが、本年3月下旬頃から、供給の先行きに不安を抱く流通事業者や需要家から前年同月を大きく上回る量の注文が行われた結果、通常どおりの注文をしている流通事業者や需要家への供給が滞り、一部の需要家において潤滑油等の調達に時間を要するなど、供給に偏りが発生しています。

関係事業者において、供給の偏りを解消するための取組が進められているところですが、経済産業省の情報提供窓口には、潤滑油等について供給不安の声が多く寄せられているところから、関係業界団体に対して、前年同月比同量を基本とした購入への協力の要請を行うこととしています（別紙参照）。

つきましては、貴省から自動車整備、バス、タクシー、トラック事業者に対して、前年同月比同量を基本とした購入への御協力について、要請していただきますようお願いいたします。

また、潤滑油等の調達について、お困りの場合は、速やかに関係省庁の情報提供窓口を活用することについても周知への御協力をお願いいたします。

以上

(別紙)

令和8年5月12日

関係団体 御中

資源エネルギー庁 資源・燃料部長
和久田 肇

潤滑油等の購入に関する御協力について（要請）

潤滑油等については、日本全体で必要な量は確保されておりますが、本年3月下旬頃から、供給の先行きに不安を抱く流通事業者や需要家から前年同月を大きく上回る量の注文が行われた結果、通常どおりの注文をしている流通事業者や需要家への供給が滞り、一部の需要家において潤滑油等の調達に時間を要するなど、供給に偏りが生じています。

このため、4月17日に、資源エネルギー庁から、潤滑油等関係事業者に対して、潤滑油等の安定的な供給に努めるべく、前年同月比同量を基本としつつ、3月に前年同月を上回る水準を購入した流通事業者や需要家に対しては4月以降の供給量を調整し、供給を継続すること、また、潤滑油等の安定供給という社会的責任の下、最終需要家に対して偏りなく供給されるよう、取引先にも対応を促すことを要請しました。

当該要請を踏まえて、関係事業者において、供給の偏りを解消するための取組が進められているところですが、経済産業省の情報提供窓口には、潤滑油等について供給不安の声も寄せられております。前述の通り、日本全体で必要な量は確保されている中、こうした不安から前年同月を大きく上回る注文が行われることがないよう、貴団体におかれましては、会員の皆様に別添のチラシを配布して、前年同月比同量を基本とした購入への御協力を呼びかけていただくようお願いいたします。

また、潤滑油等の調達について、お困りの場合は、速やかに経済産業省（中東情勢関連対策ワンストップポータル）まで情報提供をお願いします。

引き続き、潤滑油等の安定供給の確保に向け、関係事業者と緊密に連携しながら全力で対応を進めていきますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

(参考)「燃料油や石油製品の供給に関する情報提供」の受付について

1. 情報提供の連絡先

<https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260314002/20260314002.html>

2. 情報提供いただく内容

調達先、対象製品、今後の調達見込みなど

3. 情報の取扱

情報提供の連絡先に寄せられた情報については、特定石油精製業者や潤滑油等関連団体等とも連携し、必要に応じて、情報の内容・扱いについて、経済産業省より確認をさせていただきます場合があります。

◇本件に関するお問い合わせ先：

資源エネルギー庁資源・燃料部燃料供給基盤整備課　： 03-3501-1993

以上

潤滑油（エンジン油や機械油など）を 購入予定の皆様へのお願い

潤滑油については、日本全体で、**昨年とほぼ同量の供給を確保できています**。一方、一部で前年を超える購入が行われることで供給に偏りや遅れが生じています。については、下記についてご協力をお願いします。

1



一時的な需給逼迫防止のため、**前年同月比同量を基本とした購入にご協力**をお願いします。

※商品の在庫状況は販売者により異なります。
販売者から、別途、購入に関する案内がある場合は、そちらもご確認ください。

2



調達について**お困りの場合は、**
QRコードの**経済産業省**（中東情勢
関連対策ワンストップポータル）**まで、**
情報提供をお願いします。

